別記様式

特定原子力損害の賠償の額の報告

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則第８条の規定により、仮払金の支払を受けた者に係る特定原子力損害の賠償の額について、次のとおり報告します。

1．仮払金の支払を受けた者
事業者名（法人名・商号・屋号等）
本店・本社所在地
代表者氏名

2．仮払金の支払を受けた者に係る特定原子力損害の賠償の額　円

3．賠償の額の内訳
①　特定原子力損害を填補するものとして支払われた賠償金（平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令第８条に規定する金銭の支払を含む。）　円
②　仮払金　円
③　保険金等　円

4．備考

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角郡小坂町小坂字相内七五の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字袖の沢二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角郡小坂町小坂字相内七五の四、七五の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県島原市有明町大三東戊字一本松高野五五八五の一・五五八五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市中岳町三一九の一、三一九の一三、三一九の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市中岳町三一九の一九から三一九の二二まで、三二九の二四から三一九の二六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町内ケ谷字下平三〇の二四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三〇の二五（国有林）、字棚元一〇九の二五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字下平三〇の一四（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　ダム用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町内ケ谷字出会一一九の六八・一一九の一六二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一八の一三・一一九の一九・一一九の六五・一一九の六七・一一九の一六三・一一九の一六四（以上七筆国有林）、一二〇の一〇・一二〇の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県西宮市塩瀬町名塩字土林上五〇〇九の六・五〇一〇の四（以上二筆国有林）、五〇〇九の二・五〇一〇の五・五〇一一の二・五〇一五の六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年四月八日

二　登録番号　（一）第〇二十三号

三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社Ｓｏｃｉａｌ　Ｂｒｉｄｇｅ

四　住所　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル十四階

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル十四階

六　法人である場合の代表者の氏名　鈴木　英樹